

つくば市自転車等駐車場附置義務条例

平成21年6月22日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(指定区域)

第3条 法第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域とする。

(施設を新築する場合の自転車等駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、別表ア欄に掲げる用途に供する施設で同表イ欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表ウ欄に掲げる割合により算定した台数以上の自転車等を駐車することができる規模の自転車等駐車場を当該施設又はその敷地内に設置しなければならない。

2 別表に規定する施設の用途の範囲及び施設面積の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第5条 別表ア欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）で各用途の施設面積の合計（以下「合計面積」という。）が当該各用途に対応する同表イ欄に掲げる規模のいずれかに該当するものの新築については、前条第1項の規定にかかわらず、当該用途ごとに同表ウ欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車台数の合計が20台以上である自転車等駐車を同項の規定により算定した規模の自転車等駐車場とみなして、同項の規定を適用する。

（大規模施設に係る自転車等駐車場の規模）

第6条 施設面積が5,000平方メートルを超える施設（混合用途施設を除く。）の新築については、第4条第1項の規定にかかわらず、施設面積のうち5,000平方メートルまでの部分について別表ウ欄に掲げる割合により算定した台数に、施設面積のうち5,000平方メートルを超える部分について同欄に掲げる割合により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数を加えた台数の自転車等を駐車することができる規模の自転車等駐車を同項の規定により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で合計面積が5,000平方メートルを超えるものの新築については、前条の規定にかかわらず、施設面積のうち5,000平方メートルまでの部分及び5,000平方メートルを超える部分（以下この項において「施設面積区分」という。）それぞれについて、合計面積に対する各用途の施設面積が占める割合で当該各用途の施設が存するものとみなして、施設面積区分及び当該用途ごとに前項の算定方法を用いて算定した規模の自転車等駐車を同条の規定により算定した自転車等駐車場の規模とする。

（施設の増築又は改築をする場合の自転車等駐車場の設置）

第7条 次に掲げる増築又は改築（以下「増築等」という。）をしようとする者は、当該増築等をした後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域に定められる前に建築された部分を除く。）をすべて新築するものとみなして、第4条から前条までの規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条

例の規定により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を当該施設又はその敷地内に新たに設置しなければならない。

(1) 別表ア欄に掲げる用途に供する施設で、同表イ欄に掲げる規模のもの又は同欄に掲げる規模となるものについての増築等

(2) 混合用途施設についての増築等又は混合用途施設となる増築等で、当該増築等をした後の施設をすべて新築するものとみなして用途ごとに同表ウ欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車台数の合計が20台以上であるもの

(施設の用途を変更する場合の自転車等駐車場の規模)

第8条 指定区域内において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項の規定による建築確認が必要な施設について、次に掲げる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域に定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該用途の変更がされていない部分を除く。）をすべて新築するものとみなして、第4条から前条までの規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設又はその敷地内に新たに設置しなければならない。

(1) 別表ア欄に掲げる用途に供する施設で、同表イ欄に掲げる規模のもの又は同欄に掲げる規模となるものについての用途の変更

(2) 混合用途施設についての用途の変更又は混合用途施設となる用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築するものとみなして用途ごとに同表ウ欄に掲げる割合により算定した自転車等駐車台数の合計が20台以上であるもの

2 前項の用途の変更と同時に、前条に規定する増築等をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に、増築等がされるものとして自転車等駐車場の規模を算定する。

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置)

第9条 新築又は増築等に係る施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設の全部について第4条から前条までの規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第10条 第4条から第8条までの規定により設置される自転車等駐車場は、駐車部分の規模を駐車台数1台につき1平方メートル以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車等駐車場で、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものについては、市長は、同項の規模を緩和することができる。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第11条 第4条から第8条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(自転車等駐車場の管理)

第12条 第4条から第8条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、利用者のために当該自転車等駐車場の規模及び機能を損なうことがないように管理しなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはな

らない。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第10条まで又は第12条の規定に違反をした者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第14条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 平成21年10月1日前に施設の新築、増築等又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第8条までの規定は、適用しない。

別表（第4条，第5条，第6条，第7条，第8条関係）

区分	ア	イ	ウ
	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車台数の割合
1	百貨店，スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	施設面積が400平方メートルを超えるもの	施設面積20平方メートルごとに1台
2	銀行その他の金融機関	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積25平方メートルごとに1台
3	遊技場その他これに類する施設	施設面積が300平方メートルを超えるもの	施設面積15平方メートルごとに1台
4	学習，教養，趣味の教授を目的とする施設	施設面積が300平方メートルを超えるもの	施設面積15平方メートルごとに1台
5	前各項に掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設	施設面積が400平方メートルを超えるもの	施設面積20平方メートルごとに1台

備考 ウ欄による算定に当たって1台未満の端数が生じたときは，これを切り上げるものとする。